

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成30年川西市政治倫理審査会(第1回)	
事務局(担当課)		総務部総務課	
開催日時		平成30年7月20日 午後6時から午後6時30分	
開催場所		川西市役所4階 庁議室	
出席者	委員	1号委員(弁護士) 岡田 隆 2号委員(税理士) 炭谷 徹 3号委員(大学教授) 有澤 知子 4号委員(人権擁護委員) 河島 誠 5号委員(川西市コミュニティ協議会連合会) 尾野上 一夫 5号委員(川西市青年会議所) 川口 厳悟	
	その他		
	事務局	大森総務部長 岡本副部長 高塚総務課長 熊井主査 早金主任	
傍聴の可否		可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		1 市長挨拶 2 辞令交付 3 議事 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 政治倫理審査会の役割等について (3) 過去の事例の概略説明について	
会議結果		別紙審議経過のとおり	

## 審 議 経 過

<p>事務局(総務課長)</p>	<p>本日は、大変お忙しい中、当審査会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、川西市政治倫理審査会を開催いたします。</p> <p>審査会の会長が決まりますまで、私のほうで進行役を務めさせていただきます。</p> <p>私は総務部総務課の高塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず、開会に当たりまして、大塩市長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>市長</p>	<p>みなさん、こんばんは。市長の大塩でございます。</p> <p>本日は、新たな任期といたしまして第1回の本市の政治倫理審査会を開催させていただきたいと思っております。大変暑い中でございますし、また皆様には、お忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。</p> <p>平素は、政治倫理に関することはもとより、市政各般に関わりましていろいろなお世話になり、ありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。</p> <p>また、この度政治倫理委員の就任につきましては大変ご無理をお願いさせていただいたところでございますけれども、それぞれ、快くお引き受けくださりまして、本当にありがとうございました。</p> <p>この会はずいぶん、平成4年に発足し、皆さんご存知でいらっしゃるかと思っておりますけれども、すでに26年が経過をしているところでございます。</p> <p>この川西市の政治倫理につきましては、当時の混乱をきたしたところを立て直そうというような意味で、市政の直接的な担い手である市長、そして市議会議員の自己規制というものを定めまして、また市民自身の市政への参加というものを制度的に保障していこうと、そんな思いが深く、このようなことを制度化したものでございます。</p> <p>政治倫理の調査請求というのは、他市の状況を見ましてもですね、条例を定めた当初は市民の関心が高いものの、その後は落ち着いてきておるといような現状でございまして、私どもにおきましても平成17年を最後になされていない、私になってからは経験がない、そんな状況でございます。</p> <p>ただそうはいいますものの今後とも、開かれた市政の推進、市民の皆様との協働のまちづくりを進めていく、そんな思いでありますので、どうぞ委員の皆様方におかれましても、お力添えをお願い申し上げます。大変簡単でございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。</p>

事務局(総務課長)	<p>続きまして、本審査会委員の委嘱状を交付させていただきます。 川西市政治倫理審査会委員選出要綱第2条の各号に規定する順にお名前をお呼びいたしますのでよろしくお願ひします。 まずは岡田隆委員です。</p>
市長	<p>(委員名簿順に辞令を交付)</p>
事務局(総務課長)	<p>次に、今期から2名の委員を新たにお迎えしているということから、ここで委員の皆様から、お手元の資料の名簿をご覧いただきながら、順に従いまして自己紹介をいただければと思っております。岡田委員からお願ひいたします。</p>
岡田委員	<p>岡田でございます。私、何期目ですかね。3期目ですか。私が委員になってからは、請求事案がありません。私自身は経験したことがございません。非常に喜ばしいことでありますし、引き続き無いことが川西市にとって良いことだと思いますが、もし何かございましたら、全力で責務を務めさせていただく所存です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局(総務課長)	<p>炭谷委員、よろしくお願ひいたします。</p>
炭谷委員	<p>税理士の炭谷です。私は、今回で2期目となります。私も請求事案についてまだ具体的に経験したことが無いので、まだよくわかっていないですけど、勉強しながら、もしそういうことがあれば、対応していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局(総務課長)	<p>有澤委員、よろしくお願ひいたします。</p>
有澤委員	<p>有澤と申します。大阪学院大で今、憲法を教えております。私もまだ事案にはあっていないので、もしありましたら全力で解決できるように力をそそぎたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局(総務課長)	<p>河島委員、よろしくお願ひいたします。</p>
河島委員	<p>今回で3期目となる河島です。人権擁護委員をやっております。何かあれば頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
事務局(総務課長)	<p>尾野上委員、よろしくお願ひいたします。</p>
尾野上委員	<p>こんにちは。コミュニティの方から推薦された尾野上と申します。よろしくお願ひします。</p>

事務局(総務課長)	川口委員、よろしくお願いいたします。
川口委員	川口巖悟と申します。川西市青年会議所より出向させていただいております。初めて委員を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局(総務課長)	<p>どうもありがとうございました。続きましてこの場をお借りいたしまして今年度の事務局職員の紹介をさせていただきたいと思います。</p> <p>(各事務局職員紹介 大森部長・岡本副部長・高塚課長・熊井主査・早金主任の順に紹介)</p>
事務局(総務課長)	<p>ここでお断りがございます。市長は本日所用のため、これもちまして退席させていただきたいと思いますので、ご了承くださいますようよろしくお願いいたします。</p> <p>(大塩市長 退席)</p>
事務局(総務課長)	<p>委員の任期は、ただいま交付させていただきました委嘱状に記載されております、平成32年3月31日まででありますので、よろしくお願いいたします。 それでは、ただいまから協議事項に入ります。</p> <p>協議事項1「会長、副会長の選出について」であります。</p> <p>これにつきましては、川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例施行規則第3条第2項の規定によりまして、会長、副会長は委員の互選により定めることになっております。</p> <p>ご意見等はございませんでしょうか。</p>
炭谷委員	<p>会長・副会長は、政治倫理審査会委員としての経験をお持ちの方をお願いすることが、会の円滑な運営につながると思います。そこで、さまざまな主張を法律的かつ総合的に判断する必要があることから、弁護士としての経験を有する岡田委員に会長に、また、法学部教授の有澤委員に副会長に就任していただければどうかと考えます。</p>
事務局(総務課長)	<p>ただいま炭谷委員から会長に岡田委員を、副会長に有澤委員をというお声がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
事務局(総務課長)	<p>それでは、岡田委員と有澤委員を会長・副会長に選出させていただ</p>

<p>岡田会長</p>	<p>くことといたします。岡田委員、有澤委員、何卒よろしくお願いいたします。  条例施行規則第4条の規定によりますと、審査会の会議は会長がその議長となるとなっております。  恐れ入りますが、以後の議事進行につきまして、岡田会長の方でよろしくお願いいたします。  岡田でございます。皆様のご推挙によりまして審査会の会長を務めさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。</p>
<p>有澤副会長</p>	<p>会長を補佐いたしまして、円滑に審査できますようにいたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>岡田会長</p>	<p>それでは、協議事項に戻りまして、協議事項1「会長、副会長の選出」につきましては、以上でございます。  次に協議事項2 政治倫理審査会の役割等についてであります。事務局の方から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(熊井主査)</p>	<p>本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今回、新たに2名の方が当審査会委員として委嘱された方もいらっしゃいますので、政治倫理審査会の役割等を事務局よりご説明いたします。</p> <p>(手元の配布資料の確認)</p> <p>それではさっそくですが、左下に『議題2』と付されている横向き資料をご覧ください。  この資料を元に、ご説明いたします。内容は、次のページの目次にありますとおり、「条例制定の経緯」「調査請求の流れ」「政治倫理基準違反の審査の流れ」の3点でございます。</p> <p>まず、「政治倫理条例制定の経緯」についてご説明いたします。右下に「3」というページ番号が付されている資料をご覧ください。</p> <p>本市におきましては、長期在職した市長の勇退に伴う平成2年の市長選挙で買収事件が発生し、市議会議員が複数名逮捕されました。  その後、勇退した元市長が収賄容疑で逮捕され、当選した新市長は、就任後十数日で辞職し、同日、市議会は、自主解散いたしました。  そして、出直し選挙が行われ、新たに市長が決まり、新しい川西市がスタートいたしました。  このような背景のなかで誕生した新生川西市は、「開かれた行政」、「人間を大切にす行政」などを市政の基本方針として捉え、議会と一</p>

体となって公文書公開条例や、政治倫理条例を制定いたしました。

続きまして、「調査請求の流れ」についてご説明いたします。右下に「5」というページ番号が付されている資料をご覧ください。条例等の規定を引用いたしますので、随時お手元にお配りしております関係例規をご参照ください。

まず、市民の調査請求につきましては、条例第6条に規定されております。

提出先につきましては、条例第6条の規定により、市長の調査請求については市長へ、市議会議員の調査請求については市議会議長へ、それぞれ提出いたします。提出された調査請求書等につきましては、会長の指示に基づき、事務局である総務部総務課において、適否の点検、審査等を行います。条例第6条により「選挙権を有する市民50人以上の連署」と規定されていることから、その受理要件の適否を審査します。

受理要件が満たされた場合に限り、審査会による審査が開始されます。

最後に「政治倫理基準違反の審査の流れ」についてご説明いたします。右下に「7」というページ番号が付されている資料をご覧ください。

政治倫理審査会の会議につきましては、原則公開としております。

会議の議長は、会長にさせていただきます。

委員の三分の二以上の出席がなければ会議を開けません。

議事は、出席委員の過半数で決めます。なお、同数のときは、議長である会長の決定事項となります。

具体の審査方法といたしましては、裁判形式と同様に、調査請求者である市民と被調査請求者である市長又は議員が同時に入室して審査を行います。

審査期間につきましては、過去の調査請求の平均として、8箇月で、だいたい6回ほど開催されております。

審理終了に伴い、委員のご意見をお聞かせいただきまして、基準違反事実の有無を決議していただきます。

会長が決議書、裁判でいえば判決書の案を作成し、各委員に意見を求めます。基準違反事実があれば、条例第7条第1項の規定により、審査会が必要と認める措置を勧告いたします。

決議書を調査請求者及び被調査請求者に手渡し、議長である会長が決議を読み上げます。

条例第7条第4項及び規則第12条の規定により結果を、基準違反事実の有無にかかわらず、川西市広報に掲載して、市民に周知させます。

	<p>この審査の流れにつきまして「議題2 調査方法について(平成17年3月の調査請求事例)」と記しました資料において、実際の事例をお示ししております。裁判形式と同様と申しあげました実際の座席図が第1項のカッコ1に。次のページのカッコ3からカッコ5までにおいては主張、答弁、証拠提出の流れを記しております。</p> <p>次に、第2項において、2回目の審査会の内容を示しております。ここでは、証拠の整理、実質的な審理を行った後、結審をいたしております。</p> <p>最後に第3項では、3回目の審議会を行い、決議書の読上げと交付について記しております。</p> <p>また、請求があつてから第1回の審査会の開催までの期間は約2箇月で、事前に会長と事務局で前捌きをいたします。さらに第1回の審査会の後に、非公式の論点整理の会を催しております。</p> <p>政治倫理審査会の役割についての説明は以上でございます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ただいまの説明について、委員の皆様からご質問等はございませんか？</p> <p>(質問等なし)ないようですので、次に進ませていただきます。</p> <p>次に協議事項3 調査事例についてであります。事務局の方から説明をお願いします。</p>
岡田会長	<p>それでは続きましてお手元に資料として、過去の調査請求事例をお配りしております。左肩に「議題3」と記しております資料をご覧ください。</p> <p>平成4年に当政治倫理審査会が発足してから、26年が経過いたしました。この間、6人に関して政治倫理基準違反調査請求がありました。その内訳は市長が1人、市議会議員が5人で件数は7件になっております。</p> <p>それぞれの請求理由は資料の2ページ目以降の注釈に記載しているとおりであります。</p> <p>これらの請求内容を見ていただくとわかりますが、条例第3条に政治倫理基準を規定しているのですが、ほとんどが条例第3条の第1項第3号及び第4号に違反しているとの請求であります。第3号は、常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとしその地位を利用していかなる金品も授受しないこと。第4号が市民全体の代表者としてその名誉と品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。と、1号、2号に比べ</p>
事務局(熊井主査)	

	<p>て抽象的な表現になっているため、請求がしやすいものと考えられます。</p> <p>これらの請求に対する審査結果につきましては、それぞれ決議書としてまとめ、審査会の席上で請求者及び被調査請求者に対して手渡ししております。</p> <p>また、条例第7条第4項の規定により、審査会は審査を終えたときは審査結果の要旨を公表しなければならないとなっており、施行規則により、公表は市広報に掲載して市民に周知させるとなっております。</p> <p>お手元にこれまでに公表した市広報の写しを添付しております。実際に審査が行われますと、このような形で市民に周知されることになっております。</p> <p>審査結果は、基準違反1件、その他はすべて基準違反がないとのことではありますが、ほとんどの決議書には審査会としての補足意見や付言等が述べられており、被請求者や調査請求者に対しても、審査会としての意見を述べているものもございます。</p> <p>以上、簡単ではございますが、これまで提起されました調査請求についての説明を終わります。</p>
岡田会長	<p>ありがとうございました。以上のことに対してご質問等はありませんか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>では、本日予定されていた協議事項は、これですべて終了しましたので、本日の審査会を終了したいと思います。</p> <p>閉会に当たり総務部長からご挨拶をお願いします。</p>
事務局(総務部長)	<p>それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しい中、川西市政治倫理審査会にご出席賜りまして、誠にありがとうございました。</p> <p>先ほども事務局のほうからご説明申し上げました通り、当審査会は、市長・市議会議員に関し、市民から政治倫理基準違反の調査請求についてご審議をいただく重要な機関でございます。今後委員の皆様方にはなにかとお世話になっていくと思っておりますけれども、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。</p>
岡田会長	<p>それでは、これにて平成30年第1回川西市政治倫理審査会を閉会します。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>